

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等			対象となる規模等				制限				
			耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他建築物	居室等	通路・階段等			
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が100m ² 以上のもの			壁・難燃以上 〔床面上1.2m〕 以下除く	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)			
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの 〔100m ² (共同住宅は200m ²)以内に防火区画されたものは除く〕	2階の部分の床面積の合計が300m ² 以上(病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの						
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積10m ² 以内は除く。)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000m ² 以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの	居室を有するものは準不燃以上 (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)			
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ	全 部								
	5	地下または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの									
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500m ² を超えるもの 階数が2で延べ面積が1,000m ² を超えるもの 階数が1で延べ面積が3,000m ² を超えるもの	学校等(※1)を除く。耐火建築物または準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100m ² 以内に防火区画された特殊建築物に供しない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。			難燃以上 〔壁・天井とも〕 壁/床面上 1.2m以下除く (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)			
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室 (天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50m ² を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの			準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)	準不燃以上 〔壁・天井とも〕 (※2)			
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの 住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの							

[除外規定]上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区分	9	建築物の11階以上の部分 200m ² 以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。	100m ² 以内に防火区画	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	準不燃以上 (壁・天井とも)	壁/床面上 1.2m 以下除く
			200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)		不燃 (壁・天井とも)	
			500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)		準不燃以上 (壁・天井とも)	
10	地下街		100m ² 以内に防火区画		壁/床面上 1.2m 以下除く	
			200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)		不燃 (壁・天井とも)	
			500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)		準不燃以上 (壁・天井とも)	

①回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。

②法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。

③内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。

④この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

⑤都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。

※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合せによったもの。

壁紙の品質規格と安全性

価格表

品番対照表

施工上の注意／機能・商品説明

toccake

防火について

品質と安全性

項目NO.	試験項目			SV規格	JIS規格
				規格値	規格値
1	退色性(号)			4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
		横	4以上	同左	同左
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
		横	4以上	同左	同左
3	遮蔽性(級)			3以上	同左
4	施工性			浮き及び剥がれがあつてはならない	同左
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左
	横	5.0以上	同左	同左	
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)			0.2以下	同左
7	重金属	砒素(mg/kg)		3以下	—
		鉛(mg/kg)		20以下	—
		カドミウム(mg/kg)		3以下	—
		クロム(mg/kg)		20以下	—
		水銀(mg/kg)		2以下	—
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)			0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC(μg/g)		100以下	—
		*TEX芳香族(μg/g)		10以下	—

※TEXとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300°C以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

SV規格
Standard Value
(壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格 (壁紙: JIS A 6921)
Japanese Industrial Standards
(日本産業規格)

JIS適合品
日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

- 左表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたもので、項目1~6は、両規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基に作成された規格で、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁装協会ホームページをご参照ください。

建築基準法に基づくシックハウス対策壁紙について

建築基準法一部改正

平成15年7月1日施行

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第28条の2居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。

●技術的基準の政令 第393号

規制対象物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制 ①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限

建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。

かび・ダニなどの生物系の起因物質やハウスタストの類にも換気・清掃などの配慮が必要です。

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて次の4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド放散速度(チャンバー法数値)	5μg/m ² h以下	5μg/m ² h～20μg/m ² h以下	20μg/m ² h～120μg/m ² h以下	120μg/m ² h以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS認証	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積の制限		使用禁止

壁紙の品質規格と安全性

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報検索システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

1. 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS 製品仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

〈製品情報ラベル〉



JIS製品仕様



大臣認定仕様

2. シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、
日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

〈シックハウス対策品ラベル〉



*シックハウス対策品ラベルは、
出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)
とセットで貼り付けられます。

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、建築確認申請の際には告示対象建材について「使用建築材料表で等級を明示」するだけでも、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで「壁紙品質情報管理システム登録確認書」として一元管理されています。

日本壁装協会はシックハウス対策に取り組んでいます。

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものを、自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築・リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド発散(放散)量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になります。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。※換気回数0.5回／hとは、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/> 日本壁装協会 検索

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロルビリホスの2物質です。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えられますが、特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストーブの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。このため建築基準法の対策は、いかなる場合でも測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。